



幼児教育・保育の無償化のための手続きについて

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用料無償化の内容や必要な手続きは、次のとおりです。

○対象児童

保育の必要性※1のある3～5歳児クラス年齢の児童

保育の必要性※1のある0～2歳児クラス年齢で市町村民税非課税世帯※2の児童

★上記の児童のうち、次のいずれかの状態である場合

- ・認可保育所（園）、認定こども園等の入所が待機となっている場合
- ・認可保育所（園）、認定こども園等では、保育ニーズが満たされず、認可外保育施設等を利用している場合（例：保育を必要とする時間帯が認可保育所（園）等は開所していない時間である、など）

○無償化の対象となる費用

認可外保育事業所、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用料（食材料費、通園送迎費、教材費等の実費負担分は保護者負担となります。）

○無償化の月額上限

保育の必要性のある3～5歳児クラス年齢の児童・・・37,000円

保育の必要性のある0～2歳児クラス年齢で市町村民税非課税世帯の児童・・・42,000円

※1「保育の必要性のある」とは、裏面の表の「保育を必要とする事由」に当てはまり、家庭での保育が難しい場合を言います。申請時には事由に応じた「保育の必要性を証明する書類」を添付してください。

※2市町村民税が免除された方、生活保護法の被保護者、児童福祉法の里親を含みます。

手続き方法について

① 認定申請

「子育てのための施設等利用給付認定申請書（2・3号）」と「保育の必要性を証明する書類（詳細は裏面）」を、子ども福祉課へご提出ください。申請用紙等は、子ども福祉課で配布しています。なお、認定申請は必ず利用開始日以前に手続きを行ってください。申請前に利用した分の利用料は、無償化の対象外となります。

② 認定決定（却下）

申請書提出後、子ども福祉課から決定通知または却下通知が送付されます。利用料等の無償化は、決定された認定期間に応じて適用となります。認定期間の更新手続き等が必要な場合には、別途、子ども福祉課から通知が送付されます。

また、次のような場合には手続きが必要です。詳しくは子ども福祉課へお問い合わせください。

- 申請内容（氏名、住所、保育を必要とする事由等）が変更になった場合
- 施設の利用をやめる場合
- 市外に引っ越しをする場合 等

※保育所等入所待機となっている場合で、「子育てのための施設等利用給付みなし認定通知書」がお手元に届いた方は、特段の手続きは不要です。「子どもための教育・保育給付認定」の期間が切れないうちにお手続きください。



★該当する「保育を必要とする事由」に合わせて「保育の必要性を証明する書類」をご準備ください。

保育を必要とする事由		保育の必要性を証明する書類
①就労	・就労時間が月60時間以上の労働に従事している場合 ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間など、基本的にすべての就労(居宅内の労働、自営業、在宅勤務等も含む。)が対象となります。	・就労証明書…※3
②妊娠・出産	・母親が妊娠中(出産間近)であるか、または出産後間もないため、その児童の保育ができない場合	・母子手帳の写し(父母氏名、出産(予定)日が確認できるページ)
③保護者の疾病・障害	・疾病にかかり、または負傷し、もしくは自身に障害があるため、その児童の保育ができない場合	・障害の場合は提出不要 ・疾病の場合は診断書(療養が必要な期間と日中保育が難しい旨の記載が必要)
④介護・看護	・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居または長期入院・入所している親族の常時の介護、看護にあたっている場合	・介護・看護申出書及び診断書(常時介護が必要な旨とその期間についての記載が必要)または障害者手帳等
⑤災害復旧	・火災、風水害または地震等の災害により、その児童の家屋を失ったり破損したりしたため、復旧にあたっており、その児童の保育ができない場合	・被災証明書または災害証明書
⑥求職活動	・保護者が求職活動中のため、その児童の保育ができない場合(起業準備を含む。)	・求職活動中(起業準備中)であることの申立書
⑦就学	・職業訓練校等における職業訓練等を受けている場合	・在学証明書等
⑧育児休業中	・既に保育を利用しており、引き続き利用が必要であると認められる場合	・就労証明書(育児休業期間が明記してあるもの)
⑨その他	・上記に類する状態として市長が認める場合	

※3 就労証明書提出の際は、次のとおりとなります。お間違いのないようお願いします。

就労形態	提出書類	留意点
○雇用されている場合(会社員、公務員、パート、派遣職員等)	・就労証明書	・勤務先から証明を受けてください。 ※施設利用開始日以降の就労が確認できるものをご準備ください。
○自営業を行っている場合 ○内職している場合	・自営申出書	以下の書類も添付してください。 ・確定申告書の写し(最新のもの) ・開業届の写し(自営業を始めたばかりで確定申告書の写しが提出できない場合) ※開業届の写し提出後、3か月間は実績確認を行います。

認定期間について

- 「就労」で雇用期間に定めがある場合…雇用期間終了日が属する月の末日まで
- 「妊娠出産」…出産(予定)日を基準とした産前8週および産後8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで
- 「疾病・障害」「介護・看護」…診断書等に記載のある有効期間の属する月の末日まで
- 「災害復旧」…効力発生日から就学前まで
- 「求職活動」…認定期間開始の日から90日を経過する日が属する月の末日まで
※認定期間内に就労を開始し、就労証明書を提出する必要があります。
- 「就学」…保護者の卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで
- 「育児休業中」…育児休業期間終了日が属する月の末日まで

※認定期限が切れる前に、子ども福祉課から通知が送付されますので、更新手続きを行ってください。

手続きをされない場合、認定期間が切れ、無償化の対象外となりますのでご注意ください。

担当：岩沼市役所子ども福祉課保育支援係
電話 0223-23-0826